

令和5年 第7回

苓北町農業委員会総会会議録

小野会長が本日欠席ということで、私が職務代理者ということで進行させていただきます。何分不慣れでございますので議事の進行がスムーズに行きますように皆様のご協力をよろしく申し上げます。

今日は梅雨の間の晴れ間ということで、作業にはもってこいの日です。ですので早めに終わるように協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事の進行をお願いします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、小野会長、宮崎委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は瀬形職務代理者をお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の林田委員さんと3番の田嶋委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の川原氏、大津氏を指名致します。

議長

それでは、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年7月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、田2筆 907㎡です。

場所については、4 ページ、5 ページに図示しておりますが、場所は、坂瀬川公民館手前になります町道葉山線を約350mほど町道を上ったところにある農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模の拡大を行うためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私の担当地区になりますので、私の方から説明をさせていただきます。

6月19日に事務局と現地確認を行ってまいりました。

申請地については、現在耕作をされておらず、周囲は木が茂っております。日当たりも大変悪く優良農地ではございませんが、たまに草刈りをされていて、耕作をしようと思えばできる状態でした。

今回、県外に住んでいる譲渡人が農地の処分をするために、地元に住んでいる親戚の譲受人へ贈与するという事になったようです。

譲受人については、定年後は農業を行っており、自家用の里芋を耕作するという事でした。

私からは以上です。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第34号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年7月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

7ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の田1筆、面積は686㎡です。

転用の目的は、倉庫、駐車場建設のためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請者は、鶴地区で組織される龍の里ふるさと会会長であり、会が農作業倉庫を建設し共同利用するための土地を探しておられ、他に建設できる農地がなかったため、当該農地に農業用倉庫及び駐車場へ転用する」とのことです。

申請地は、8ページ、9ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は県道坂瀬川御領線の宮原保育園から2.3km鶴方面に上った県道沿いの農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましても、私の担当地区になりますので、私の方から説明いたします。

6月19日に譲受人と事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は以前水田でありましたが、かなり前から耕作をされておらず荒れていたようです。

譲受人については、先ほど事務局から説明がありましたが、集落営農の会長ということであり、営農組織で使用する農機具の倉庫が必要なため、相談をしたところ承諾されたということです。

倉庫を建設するにあたり、排水については隣接する県道沿いの側溝へ流すなど排水計画もされていて、周囲への影響がでないように配慮するということでした。

隣接地の同意もでており、特に問題のない案件だと思います。
私からは以上です。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

林田委員

はい。

議 長

林田委員。

林田委員

この鶴の龍の里ふるさと会はどのようなことをしとる会ですかね。

議 長

事務局からいいですか。

事務局

共同で農地の管理であったり農作物を作ったり、県の補助金を受け
まして、立ち上がった会になります。地域で共同作業をされている団
体になります。

議 長

都呂々にも今あつとやんね。

事務局

都呂々にもありますけども、活動自体は鶴地区の方が今のところ活
発的にされている営農組織になります。

林田委員

分かりました。

議 長

他にございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を
求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第35号は原案どおり認定するこ
とに致します。

続きまして、日程第4. 議案第36号 非農地判断定についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。10ページをお開きください。日程第4. 議案第36号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかの判断ついて附議する。

令和5年7月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかの判断について審議していただくものです。

11ページをお開き下さい。坂瀬川の農地4件について個人申請があったため、令和5年6月19日に瀬形委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては12ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては13ページ、14ページに図示しております。場所は、それぞれ坂瀬川川向地区内にあり、先ほど議案第34号でお示した農地の周辺になります。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましても、私が現地確認をしておりますので説明いたします。

6月19日に事務局と現地確認を行ってきました。

申請地については、所有者が県外に住んでいたということで、長年耕作をされておらず雑木が生い茂り、また、道がないため車の進入もできない状態です。大変不便な場所でした。

今後も耕作される見込みがないため、非農地として取り扱うことが適当であると確認をしてきました。よろしく申し上げます。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので、議案第36号は原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 苓北町振興計画審議会委員の推薦について
2. 令和5年度田畑売買価格等に関する調査について

次回、令和5年第8回総会は、令和5年8月8日（火）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議 長

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和5年第7回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時48分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
